

南砺市農業委員会告示第 15 号

空き家に付随した農地の下限面積（別段の面積）の設定について

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 2 項第 5 号の規定により、下限面積（別段の面積）について、次のとおり定める。

令和 4 年 10 月 4 日

南砺市農業委員会
会長 前川 十一

農地法施行規則第 17 条第 2 項

下限面積	別段の面積を設定する区域
0.1 アール	南砺市殿 1224 南砺市殿 1226